特定個人情報等取扱特記事項

（特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受注者（以下「受注者」という。）は、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第６号。以下「ガイドライン」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）及び白石市（以下「発注者」という。）の定める白石市情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、本特定個人情報等取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第２条　受注者は、番号法第２条第５項に規定する個人番号及び同条第８項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３条　受注者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

３　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

４　受注者は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

５　受注者は、作業責任者を変更する場合には、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

６　受注者は、作業従事者を変更する場合には、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受注者は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、取扱区域から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第５条　受注者は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業責任者及び作業従事者（以下「作業従事者等」という。）が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者等全員に対して実施しなければならない。

２　受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第６条　受注者は、業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を、第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

２　受注者は、業務に関わる作業従事者等から、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第７条　受注者は、発注者の承認を得た場合を除き、第三者に業務を行わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に行わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の名称、再委託する理由、再委託先で処理する業務の内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全及び信頼を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託する前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者は、再委託先に対し、本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　受注者は、再委託先に対し、再委託した業務の履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８条　受注者は、派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「正社員以外の労働者」という。）に業務の一部を行わせる場合は、正社員以外の労働者に対し、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（特定個人情報等の管理）

第９条　受注者は、業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号に定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

　(1) 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び作業従事者等を明確化し、取扱規程等を策定すること。

　(2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 作業従事者等の監督・教育を行うこと。

(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の消去・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第１０条　受注者は、業務において利用する特定個人情報等について、業務以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（受渡し）

第１１条　受注者は、発注者と受注者との間の特定個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

（特定個人情報等の返還又は廃棄）

第１２条　受注者は、業務の終了時に、業務において利用した特定個人情報等について、発注者の指定する方法により、発注者に対し返還し、又は受注者において消去若しくは廃棄しなければならない。

２　受注者は、前項の規定により特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

４　受注者は、業務において利用した特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

５　受注者は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第１３条　受注者は、特定個人情報等の取扱いに関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

２　受注者は、発注者から特定個人情報等の取扱いの状況について緊急の報告を求められた場合には、直ちに報告を行わなければならない。

（監査及び検査）

第１４条　発注者は、業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを確認するため、受注者及び再委託先に対し、監査又は検査を行うことができる。

２　発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１５条　受注者は、業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対し、当該事故に係る特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、発注者の指示に従わなければならない。

２　受注者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　発注者は、業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１６条　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対し、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１７条　受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

年　　月　　日

提出必須の書類です。

提出時はこの文言を削除してください。

白石市長　　殿

受注者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

作業責任者等報告書

特定個人情報取扱特記事項第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり作業責任者等を報告します。

記

　　　業務名

作業責任者氏名

作業従事者氏名

年　　月　　日

提出必須の書類です。

提出時はこの文言を削除してください。

白石市長　　殿

受注者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

取扱区域報告書

特定個人情報取扱特記事項第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり取扱区域を報告します。

記

業務名

取扱区域

年　　月　　日

再委託をする前に提出する書類です。

提出時はこの文言を削除してください。

白石市長　　殿

受注者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

一部業務再委託承認願

業務の一部を再委託したいので、特定個人情報取扱特記事項第７条第２項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

業務名

再委託の相手方

再委託する理由

再委託先で処理する業務の内容

再委託先で取り扱う情報

再委託先に対する管理及び監督の方法

年　　月　　日

提出必須の書類です。

提出時はこの文言を削除してください。

白石市長　　殿

受注者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

特定個人情報等の預り証

特定個人情報取扱特記事項第１１条の規定に基づき、下記のとおり特定個人情報等を預かりました。

記

　　　業務名

受渡しの手段

受渡しの日時及び場所

年　　月　　日

消去（廃棄）する前に提出する書類です。

提出時はこの文言を削除してください。

白石市長　　殿

受注者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

特定個人情報等の消去（廃棄）承認願

特定個人情報取扱特記事項第１２条第２項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

業務名

消去（廃棄）すべき特定個人情報等の項目

媒体名及び数量

消去（廃棄）の方法

消去（廃棄）予定日

年　　月　　日

消去（廃棄）した後に提出する書類です。

提出時はこの文言を削除してください。

白石市長　　殿

受注者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

特定個人情報等の消去（廃棄）報告書

特定個人情報取扱特記事項第１２条第５項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

業務名

消去（廃棄）した日時

担当者名

消去（廃棄）の内容

年　　月　　日

事故が発生したときに提出する書類です。

提出時はこの文言を削除してください。

白石市長　　殿

受注者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

特定個人情報等の事故発生報告書

特定個人情報取扱特記事項第１５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

業務名

事故発生日時

事故発生場所

事故に係る特定個人情報等の内容及び件数

　　　事故発生状況等